

# グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会規程 「情報の公開について」の変更について

# 利便性向上のためHP上でグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分先事業者の公開を検討

- 第1回委員会で情報公開規程が設定。個人情報と、競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報の公開を禁止しており、競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報に配分先事業者が含まれている
- 一方で、既にグリーンエネルギー証書の購入者は公開されており、これは本制度の配分先事業者と同様である。よって、利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報ではないと考えられる
- 本事業では現在配分先事業者は公開されておらず、また、登録簿が整備されていない状況。よって、事業者が配分量を把握できない状況であることから、制度の使い勝手が低下
- このことから、既に公開されている配分先に関する情報を、HP上公開することで利便性向上を図るのはどうか

(第1回グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会「資料3-1」から抜粋)

上記の資料の内容のうち、下記の情報については原則公開しないこととする。

- (1)事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報
- (2)事業者の競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報
- (3)上記のほか、事業者から非公開との前提で提供を受けた情報

3. 具体的に、2. (1)又は(2)に該当すると考えられる情報は、以下のとおり。

(中略)

(2)事業者の競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報

資料3-2

- ①グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分計画【様式1-2 別紙3】
- ②グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分計画(実績)【様式3-2 別紙2】



配分計画・登録簿は非公開

# 現在のグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会規程「情報の公開について」の変更により、HP上でグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分先事業者の公開を検討

## 現在のグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会規程 第3号「情報の公開について」

上記の資料の内容のうち、下記の情報については原則公開しないこととする。

- (1) 事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報
- (2) 事業者の競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報
- (3) 上記のほか、事業者から非公開との前提で提供を受けた情報

3. 具体的に、2. (1)又は(2)に該当すると考えられる情報は、以下のとおり。

- (1) 事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報が含まれているもの  
(中略)

**(2) 事業者の競争上の地位その他の権利又は利益(第三者のものも含む)を害すると考えられる情報**

### 資料3-2

- ① グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分計画【様式1-2 別紙3】
- ② グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量配分計画(実績)【様式3-2 別紙2】

## グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証委員会規程 第3号「情報の公開について」の変更案

上記の資料の内容のうち、下記の情報については原則公開しないこととする。

- (1) 事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報
- (2) 上記のほか、事業者から非公開との前提で提供を受けた情報

3. 具体的に、2. (1)に該当すると考えられる情報は、以下のとおり。

- (1) 事業者の連絡先及び担当者名その他の個人情報が含まれているもの  
(中略)

**((2)①②ともに削除)**